

令和8年度  
地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援業務委託  
(令和8年度開始地区)

公 募 要 領

(公募型プロポーザル)

令和8年2月

川崎市まちづくり局

1 件名

令和8年度 地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援業務委託（令和8年度開始地区）

2 履行期限

令和9年3月17日限り

3 目的

本業務は、川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画に基づき、火災延焼の危険性が高いとされる防災まちづくり推進地区内の町会において、地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援（以下「防災まちづくり支援」という。）を行うことを目的とする。なお、防災まちづくり支援は1町会につき3年間であり、本業務は支援1年目の町会（以下「支援町会」という。）を対象とする。

4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、本仕様書、設計書に基づくものとする。

5 業務内容 ※3年間の支援の1年目

（1）地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援

支援町会は、溝口第一町会（高津区）及びかりがね台自治会（多摩区）とする。各支援町会において、次の業務を行うこと。なお、かりがね台自治会は平成29年度～平成31年度に支援しているため、再支援となる。

ア 基礎資料の作成

地勢条件、人口動態ほかの地域特性に関わる情報を収集・整理した基礎資料を作成すること。なお、かりがね台自治会については、過去に作成した基礎資料を参考に時点更新を行うこと。

また、支援町会の区域内及び近隣で地域活動をしている団体等を調査し、支援町会との連携方法を検討すること。

イ 取組の企画及び実施

支援1年目の取組は、次のa～dを基本とする。

企画にあたっては、地域特性を考慮するとともに、支援町会と打合せを行い、地域の意向を汲み取った内容とすること。

なお、取組実施に必要となる備品等は本業務に含むものとする。

a 防災まちづくりの活動の開始の周知

防災まちづくりの活動開始を地域に周知し、防災への関心を高めるために、防災に関する講演等を実施すること。なお、講演を実施する際の講師は、外部有識者または受託者が講師役など、受託者が決定すること。

b 防災意識調査アンケート

地域の防災意識を調査するアンケートを実施すること。アンケート用紙の作成、集計、分析を行い、結果を取りまとめること。

また、回答率を高めるために、Web フォームでの回答受付や返信用封筒での回収を検討すること。なお、各戸への配布は支援町会が実施する。

c 防災まち歩き

地域の防災上の課題や資源を調査する防災まち歩きを実施すること。

また、参加者は主に町会役員とする。

実施にあたっては、調査候補箇所をまとめた地図を作成し、歩く経路を検討するとともに、実施後は参加者の意見を整理すること。

d 防災意見交換会

a～c の実施結果をもとに、支援 2 年目以降の活動方針を検討する防災意見交換会を実施すること。

実施後は、参加者の意見を整理するとともに、支援 2 年目の取組案を作成すること。

ウ 取組の実施前後のチラシの作成

チラシの作成にあたっては、必要に応じて支援町会と打合せを行い、地域の意向を汲み取った内容とすること。なお、チラシの配布は支援町会が行う。

取組実施前のチラシについては、多くの地域住民の参加を促す工夫を施すこと。

取組実施後のチラシについては、実施結果の報告だけでなく、地域の関心や防災に関する時事にあわせた話題の掲載も検討すること。

エ 資料等の印刷

上記ア～ウにかかる資料やチラシの印刷を行うこと。

1 町会あたりの年間印刷枚数は、A3 両面カラーを 5000 枚程度、A4 片面カラーを 2000 枚程度とする。チラシは光沢紙（コート紙）とし、その他は普通紙とする。

また、屋外で使用する資料や繰り返し使用することが考えられる資料については、ラミネート加工やパネル加工等を検討すること。なお、町会への配送も本業務に含むものとする。

(2) 打合せ記録の作成

本業務の初回、中間時、完了時を含めて、監督員と適宜打合せ協議を行い、記録を作成すること。

また、支援町会との打合せに出席した際も同様に記録を作成すること。

(3) 報告書の作成

(1) (2) の業務内容を取りまとめた報告書を作成すること。

6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

7 事業規模（予算概算額）

5,159,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

8 参加資格

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 「令和8年度 地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援業務委託（令和8年度開始地区）公募要領」（以下「本公募要領」という。）に定める条件及び法令を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (7) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登載されている者であること（業種コード：12 建設コンサルタント、種目コード：12 都市計画及び地方計画部門）。
- (8) 自治体が発注する「住民参加型の業務」（業務例：地区計画策定に向けた住民ワークショップの企画・運営、地域別防災マップの作成に向けた住民ワークショップの企画・運営など）及び「防災関連の業務」（業務例：防災に関する計画策定支援、災害ハザードマップの作成支援、災害事例に関する解析と検証など）の業務実績があること。
- (9) 共同企業体として参加する場合は、(1)～(8)の参加資格を有する者により結成されなければならない。

## 9 手続日程（予定）

募集開始	令和8年2月6日（金）
質問受付開始	令和8年2月6日（金）
質問提出締切	令和8年2月16日（月）
質問回答公開	令和8年2月18日（水）
参加意向申出書提出締切	令和8年2月20日（金）
提案資格確認結果通知書送付	令和8年2月24日（火）
企画提案書等の提出締切	令和8年3月9日（月）
プロポーザル評価委員会開催通知送付	令和8年3月10日（火）
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年3月18日（水）
審査結果通知	令和8年3月末まで

## 10 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 鈴木、栄原、長沼
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階

電話番号	044-200-3012
電子メール	50bomati@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

## 11 応募手続

### （1）応募書類の配布

応募書類は、令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）までの間、市ホームページからダウンロードできます。また、10に記載の担当部署でも配布します。

必要書類	①参加意向申出書（様式1） ②8(8)に示す業務実績（概要、発注者、金額等）を記した書類 ※任意書式
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和8年2月20日（金） ※当日必着

### （2）質問の提出・回答

質問がある場合は、令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和8年2月18日（水）に市のホームページ「令和8年度 地域住民主体の防災まちづくりに向けた支援業務委託（令和8年度開始地区）に関する公募型プロポーザルについて」で公開します。

### （3）提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和8年2月24日（火）に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

### （4）企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	①企画提案書：(5)に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう区分（業務原価、直接人件費、直接経費（積上げ計上分）一般管理費等）ごとの内訳を記載 ③会社概要書：名称、所在地、資本金、主な業務内容、社員数などを記載（パンフレット可）
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの 1部 ②、③：原本1部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期日	令和8年3月9日（月）※必着

### （5）企画提案書の記載事項等

企画提案書は、A4サイズ、20ページ以内（表紙は含めない）としたうえで、文字の大きさ等は見やすさに配慮し、次の①～⑤の項目別に記載してください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者の業務経歴、近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴などを記載すること。

②取組方針

地域住民が主体的に防災活動を実施できる体制づくり等に向けた3年間の支援を見据え、本業務における課題と、その課題に対処するための取組方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④業務実績を踏まえた工夫

本業務の実施にあたり、配置する担当者の業務実績を踏まえて工夫した取組内容を記載すること。

⑤スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。なお、業務の一部を他の事業者に再委託する予定の場合はその旨を記載すること。

## 12 プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要 (予定)

日時	令和8年3月18日 (水) ※参考時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
会場	川崎市役所本庁舎 18階 1801会議室 (所在地:川崎市川崎区宮本町1番地)
参考場所	川崎市役所本庁舎 19階 まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 ※参考場所から会場へは担当者がご案内します。
内容	説明 (プレゼンテーション) 20分、質疑応答 10分 ※上記時間は予定であり、参考時間の通知の際に説明・質疑応答の時間をお知らせします。 ※モニターの用意はありますので、使用する場合は書類提出時にご連絡ください。 (パソコン及びケーブルはご持参ください。) ※契約後に本業務を中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は3名以内とします。

(2) 評価委員

所属
まちづくり局市街地整備部長 (審査委員長)
まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長

(3) 評価基準

評価項目	配点
<b>1 実施体制等</b>	<b>45</b>
(1) 実施体制	10
(2) 類似業務の実績	20
(3) 実施能力	15
<b>2 企画提案力</b>	<b>95</b>
(1) 資料作成	15
(2) 実施方針	40
(3) 独自視点及び創意工夫	35
(4) 見積書の妥当性	5
<b>3 プレゼンテーション</b>	<b>60</b>
(1) 説明能力	10
(2) 質疑応答	10
(3) 担当者の能力	15
(4) 意欲	15
(5) その他	10
合計	200

※合計点が同点の場合は、「企画提案力」の得点が高い者を選定し、「企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定します。

### 13 結果通知

審査結果は、令和8年3月末までに電子メールで「結果通知書（様式4）」を送付します。

### 14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (3) 契約保証金について、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (4) 契約書の作成は、必要とします。
- (5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「10 担当部署」と同じです。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、企画提案書等の提出期日までに辞退届（様式3）を提出してください。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。